

学習の評価及び卒業に関する規程

この規定は、学則第27条から第32条までに定めるほか、学習の評価及び卒業に関し必要な事項を定める。

1. 学科試験は、次の各号に定める時期に行う。

- (1) 学科目終了時
- (2) その他必要時

2. 各科目の受験資格は、当該科目の授業時間数の3分の2以上出席した者に与えられる。

3. 学習の評価は、各授業科目の担当教員が、試験成績、平常の学習参加の態度等を総合して判断する。

総合判定の結果、成績の表記はA、B、Cとし所定の単位を与える。

- A 100～80 点
- B 79～70 点
- C 69～60 点

未修得科目の履修に関する必要事項は、別に定める。

4. 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった場合に限り、本人の願い出により追試験を行うことがある。

追試験を希望する者は、追試験願（様式第12号）に病気の場合は医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付して、欠席した翌日までに提出しなければならない。

5. 追試験は原則として欠席した翌日に行う。

採点は、2割を減点する。

6. 再試験は、本試験不合格の者に対して本人の願い出により行う。

再試験を希望する者は、再試験願（様式第13号）に再試験料 1,000 円を添えて申請する。再試験は1科目について1回までとし、合格者の原簿記入は 60 点とする。

7. 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年以降において、その授業科目の単位を修得しようとするときは、再履修願（様式第45号）を提出しなければならない。

授業出席免除は、当該科目の出席時間数が授業時間数の3分の2以上であるものとする。

8. 試験において不正行為を行った者に対しては、当該科目の受験を無効とする。

9. 臨地実習の評価は、当該科目の実習時間数の3分の2以上出席した者に対し行う。

各専門領域の臨地実習の履修は、学則第10条、別表Iに定める2年次までの単位数の3分の2以上修得している者、且つ基礎看護学実習の単位を修得している者に限る。

10. 補習実習を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病気等の理由により、臨地実習を継続することができなかった者
- (2) 臨地実習の評価が及第点に達しなかった者

補習実習を希望する場合は、補習実習願（様式第34号）に病気の場合は医師の診断書並

びに補習実習科目1単位あたり2,000円を添えて申請する。

補習実習は、原則として実習期間中は行わない。

1 1. 学科目履修の条件は以下とする。

- (1) 1年次の科目から履修する。
- (2) 1年次に修得できない科目は、2年次の科目と並行して履修することができる。
- (3) 2年次までに修得できない科目は、3年次の科目と並行して履修することができる。

1 2. 卒業するためには、学則第10条に定める別表Iの単位を全て修得しなければ

1 3. 卒業は3月とする。但し、卒業延期者のうち卒業要件を満たした者に対しては、9月とする。

客観的な指標の算出方法について

学年で修得すべき全教科の成績結果(100点満点)を合計し、平均点を算出する。